

「山口県低入札価格調査実施要領」及び「山口県建設工事最低制限価格制度実施要領」に係る取扱いについて

1 趣旨

「山口県低入札価格調査実施要領」及び「山口県建設工事最低制限価格制度実施要領」について、土木建築部における取扱いを定める。

2 用語の定義

(1) 土木系工事

下表左欄に掲げる工事は、右欄の積算基準により積算を行った工事とする。

工 事 の 区 分	積 算 基 準
土木等一般工事	山口県標準設計歩掛表第Ⅰ編「総則」の積算基準 (設計標準歩掛表(一般共通編)「請負工事の工事費構成」) (別紙1)参照
土木系機械設備工事	山口県標準設計歩掛表第Ⅸ編「機械設備」 (設計標準歩掛表(道路編・電気(電気通信)編・河川編・機械設備編)「請負工事費の構成」) (別紙2)参照
土木系電気設備工事	山口県標準設計歩掛表第Ⅶ編「電気(電気通信)」 (設計標準歩掛表(道路編・電気(電気通信)編・河川編・機械設備編)「請負工事の工事費構成」) (別紙3)参照

(2) 営繕系工事(建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事)

営繕系工事は、次により積算を行った工事とする。

- ・山口県建築工事積算要領、山口県電気設備工事積算要領及び山口県機械設備工事積算要領(別紙4)参照

(3) 機器と機器単体費

機器とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認(品質証明等を含む)がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」をいい、該当品は次表のとおり。また、機器単体費とは当該機器を調達するための費用をいう。

(表) 機器の事例

電気設備工事	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 発電機・高圧受電盤・低圧分電盤・制御盤・端子盤</li><li>・ 特注照明器具</li><li>・ 流通量が少なく、建設物価等やカタログ等で定価が公表されていない既製品類 等</li></ul>
機械設備工事	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 熱源機器・空気調和器・換気、送風機・ポンプ類・水槽</li><li>・ 自動制御機器・FRP 製浄化槽 等</li></ul>

3 土木等一般工事（鋼橋製作が含まれる場合）、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事における読替え

直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等については、次のとおり読み替えるものとする。

(1) 土木等一般工事（鋼橋製作が含まれる場合）

- ・ 直接工事費 （読み替えなし）
- ・ 共通仮設費 = (工場製作中の間接労務費 + 架設工事中の共通仮設費)
- ・ 現場管理費 = (工場製作中の工場管理費 + 架設工事中の現場管理費)
- ・ 一般管理費等 （読み替えなし）

(2) 土木系機械設備工事

- ・ 直接工事費 = (製作原価中の機器単体費を除く直接製作費 + 据付工事原価中の直接工事費)
- ・ 機器単体費 = (製作原価中の機器単体費)
- ・ 共通仮設費 = (製作原価中の間接労務費 + 据付工事原価中の共通仮設費)
- ・ 現場管理費 = (製作原価中の工場管理費 + 据付工事原価中の現場管理費 + 据付工事原価中の据付間接費 + 工事原価中の設計技術費)
- ・ 一般管理費等 = (工事価格中の一般管理費等)

(3) 土木系電気設備工事

- ・ 直接工事費 = (工事原価中の直接工事費)
- ・ 機器単体費 （読み替えなし）
- ・ 共通仮設費 = (工事原価中の共通仮設費)
- ・ 現場管理費 = (工事原価中の現場管理費 + 工事原価中の機器間接費)
- ・ 一般管理費等 = (工事費中の一般管理費等)

4 入札参加者への周知

低入札価格調査及び最低制限価格制度対象工事については、「入札公告」又は「入札情報」において、低入札価格調査又は最低制限価格の適用の別及び「土木系工事」又は「営繕系工事」等の工事種別等を表示して周知する。

## 5 適用時期

平成30年5月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。  
令和6年10月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。

別添

低入札価格調査及び最低制限価格制度における標準的な工事区分

1 土木系工事

工事の区分	積算基準
土木等 一般工事	山口県標準設計歩掛表第Ⅰ編「総則」の積算基準（設計標準歩掛表（一般共通編）「請負工事の工事費構成」） 山口県標準設計歩掛表（港湾編）（設計標準歩掛表（港湾編）「第1部港湾土木請負工事積算基準2節積算の通則」）
土木系 機械設備工事	山口県標準設計歩掛表第Ⅸ編「機械設備」 （設計標準歩掛表（道路編・電気（電気通信）編・河川編・機械設備編） 「請負工事費の構成」）
土木系 電気設備工事	山口県標準設計歩掛表第Ⅶ編「電気（電気通信）」 （設計標準歩掛表（道路編・電気（電気通信）編・河川編・機械設備編） 「請負工事の工事費構成」）

2 営繕系工事

工事の区分	建設工事の種類（工事内容）	
建築工事	建築一式工事、防水工事、 左官工事又は塗装工事（外壁改修工事）、ほ装工事、造園工事	注1
	内装工事（襖工事、畳工事）	注2
営繕系 機械設備工事	管工事（機械設備工事）	注1
	機械器具設置工事（昇降機設備工事等）	注2
営繕系 電気設備工事	電気工事（電気設備工事）	注1
解体工事	解体工事	注1

注1）山口県低入札価格調査実施要領の2（3）ア または、山口県建設工事最低制限価格制度実施要領の3（3）アを適用する。

注2）山口県低入札価格調査実施要領の2（3）イ または、山口県建設工事最低制限価格制度実施要領の3（3）イを適用する。